岩手県監査委員告示第31号

行政監査及び定期監査の結果の公表(令和6年岩手県監査委員告示第17号)により公表した監査の結果に対する措置について、 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により岩手県教育委員会から通知があったので、同項の規定により、次 のとおり公表する。

令和6年5月10日

岩手県監査委員 五日市 干. 岩手県監査委員 川 村 伸 浩 岩手県監査委員 五 味 克 仁 岩手県監査委員 中 野 玲 子

- 1 監査対象機関名 岩手県立野外活動センター
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和5年11月28日
 - (2) 本監査実施日 令和6年2月6日
- 3 監査結果の公表の日 令和6年4月5日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項 利用者等からの食事代を県の収入とせず、本来支払うべき経け、予算主管室課等と調整を進めることとした。 費に充当させていたものがあったので、適正な事務の執行に 努められたい。

措置内容

委託業務の契約に当たり、契約の相手方に徴収させた施設 令和7年度予算で食事代に係る歳入・歳出予算の計上に向

なお、現契約は令和5年度から令和7年度までの長期契約 であり、受託先と、令和7年度からの取扱い変更に関して事 前確認済であること。

当該契約内容が、総計予算主義(地方自治法第210条:収 入及び支出全ての歳入歳出予算への計上) に反することの認 識がなく予算を計上していたもの。

今後は、既存の委託事業チェックリストに、総計予算主義 に反していないことをチェックする項目を加えて確認するこ ととした。